

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む  
請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドラインの考え方

## 目次

### I 「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主が講ずべき措置に関するガイドライン」の考え方

1 「第1 趣旨」について	1
2 「第2 就業条件等の改善のための措置」について	1
(1) 「1 安定的な雇用関係の確保」について	2
イ 「(1) 募集及び採用」について	2
ロ 「(2) 雇用契約」について	3
ハ 「(3) 定着の促進」について	4
ニ 「(4) 福利厚生」について	4
(2) 「2 安定的な雇用関係の確保に配慮した事業の運営」について	5
(3) 「3 キャリアパスの明示等」について	6
3 「第3 職業能力開発」について	8
(1) 「1 教育訓練等」について	8
(2) 「2 職業能力の評価」について	10
4 「第4 法令遵守」について	10
(1) 「1 請負と労働者派遣の適切な選択」について	10
(2) 「2 労働者派遣法及び職業安定法の遵守」について	11
(3) 「3 労働基準法、労働安全衛生法等関係法令等の遵守」について	12
(4) 「4 労働・社会保険の適用の促進」について	13
(5) 「5 法令の周知」について	13
(6) 「6 法令遵守の取組」について	14
(7) 「7 適正な請負料金の設定」について	14
5 「第5 苦情の処理」について	15
6 「第6 体制の整備」について	15
(1) 「1 事業所責任者の選任」について	15
(2) 「2 工程管理等責任者の選任」について	16

Ⅱ 「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む発注者が講ずべき措置に関するガイドラインの考え方

1 「第1 趣旨」について	1 8
2 「第2 就業条件等の改善のための措置」について	1 8
(1) 「1 福利厚生施設の利用」について	1 9
(2) 「2 請負事業主の選定と取引関係の継続」について	1 9
(3) 「3 請負契約の解除」について	2 0
(4) 「4 中途採用における募集方法の明示等」について	2 1
3 「第3 職業能力開発」について	2 2
(1) 「1 教育訓練に係る協力」について	2 2
(2) 「2 教育訓練施設等の利用」について	2 3
4 「第4 法令遵守」について	2 3
(1) 「1 請負と労働者派遣の適切な選択」について	2 3
(2) 「2 労働者派遣法及び職業安定法の遵守」について	2 4
(3) 「3 労働安全衛生法等の遵守」について	2 5
(4) 「4 労働・社会保険の適用の促進」について	2 6
(5) 「5 法令の周知」について	2 6
(6) 「6 法令遵守の取組」について	2 7
5 「第5 苦情の処理」について	2 7